

小城市での

マイホーム取得を応援します！

より多くの方にご利用いただくために

住宅取得奨励金を改正しました！

「定住促進住宅取得奨励金制度」をご活用ください！！

小城市では、子育て世帯等の定住促進及び地域の活性化を図るため、平成28年7月1日から平成32年3月31日までの間に、市内に一戸建て住宅を取得し定住される方に対して奨励金を交付します。

住宅の区分	交付対象者	定額	加算				限度額
			子育て世帯 ※1	三世帯同居 ※2	市内業者 施工	居住誘導区 域 ※3	
新築住宅 建売住宅	50歳未満（申請者又は配偶者のいずれか）	30万円	10万円/人 （限度30万円）	10万円	10万円	30万円	110万円
中古住宅 （空き家含む）	65歳未満（申請者又は配偶者のいずれか）						100万円

※1 子育て世帯 …中学生以下の子がいる世帯 1人につき10万円（限度30万円）

※2 三世帯同居 …親、子、孫等の三世帯同居の場合は、親が市内に在住し、子孫等（中学生以下）が新たに同居する世帯

※3 居住誘導区域 …小城市立地適正化計画に定める居住誘導区域

【注意】

(1) 平成30年4月1日より前に住宅取得をした場合は、改正前の金額が適用されます。

(2) 佐賀県が実施している『子育てし大県“さが”「すまいる」支援事業』との併用はできませんのでご注意ください。

奨励金額の計算例

住宅の区分	住宅取得等のパターン	総額	内訳
新築住宅 建売住宅	【パターン1】 市外に三世帯で住んでいる方が、小城市内の施工業者により居住誘導区域内に新築・建売住宅を取得して転入する （中学生以下の子どもが4人の場合）	100万円	定額 30万円 子育て加算金 30万円 市内業者施工加算金 10万円 居住誘導区域加算金 30万円
中古住宅	【パターン2】 市内の賃貸住宅に親子（中学生以下の子ども2人）で住んでいる方が、居住誘導区域内の中古住宅を購入して転居し、市内在住の祖父母等と三世帯で同居する	90万円	定額 30万円 子育て加算金 20万円 三世帯同居加算金 10万円 居住誘導区域加算金 30万円

※対象要件や申請方法については、裏面をご覧ください。

詳しくは、小城市ホームページ [定住促進住宅取得奨励金制度](#)

検索

お問合せ：小城市役所 定住推進課

住 所：小城市三日月町長神田2312-2

電 話：0952-37-6150

主な申請要件

- 1 転入・転居を伴い新たに小城市内に住宅を取得されること。
- 2 取得する一戸建て住宅は、床面積が**50㎡以上**の**専用住宅**であること。
ただし、**併用住宅**は、居住する床面積が延べ床面積の**1/2以上かつ50㎡以上**
- 3 住宅取得にかかる経費が**300万円以上**（用地取得費及び改修工事費除く。）であること。
- 4 新築住宅・建売住宅の住宅取得者は、申請者又は配偶者が**50歳未満**であること。
- 5 中古住宅の住宅取得者は、申請者又は配偶者が**65歳未満**であること。

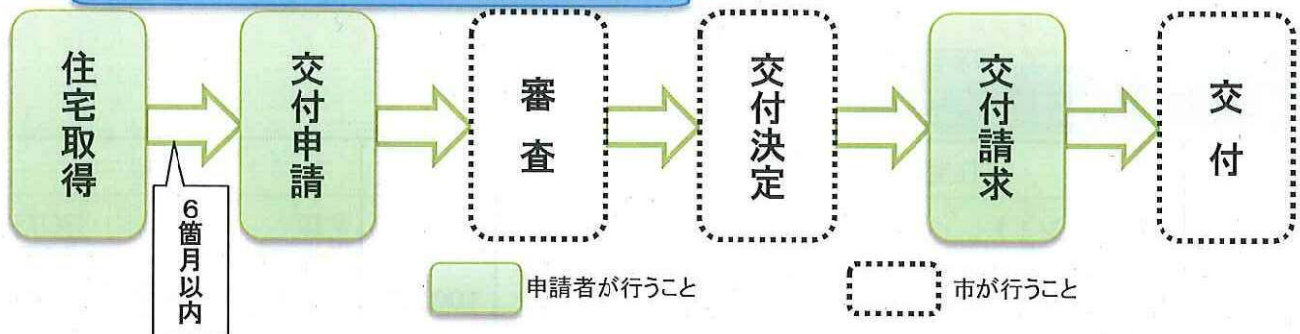
※ その他、申請に当たっては要件があります。

申請の手続き等

申請に当たっては、**住宅取得（建物の所有権の保存又は移転の登記）後、6か月以内**に『定住促進住宅取得奨励金交付申請書』に次の書類を添えて、小城市役所定住推進課まで提出してください。

- 1 定住促進確認書
- 2 代表申請者選任届（共有住宅の場合に限る）
- 3 同意書・誓約書
- 4 工事請負契約書又は売買契約書の写し（建物の価格が分かる書類を添付すること）
- 5 位置図（付近見取図）、配置図、各階平面図及び立面図
（ただし、中古住宅は、図面に代わるもの）
- 6 建物の登記事項証明書の写し
- 7 住所変更後の世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）
- 8 戸籍謄本の写し（同一世帯の場合を除く）
- 9 世帯全員の市税・国民健康保険税の「未納がない証明書」
- 10 その他市長が必要と認める書類

交付申請から奨励金交付までの流れ



注意事項

次に掲げる事項に該当した場合、奨励金の返還を求められることがあります。

- 1 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- 2 定住促進住宅取得奨励金交付要綱等に違反していることが認められたとき。
- 3 **5年未満に転出又は転居等をしたとき。**

※その他にも要件がありますので、必ず奨励金交付要綱をご確認ください。

ご存知ですか？



佐賀県木材協会では県産木材の消費を促進する目的で、県産木材を使って一戸建て住宅を新築するときに、補助金を交付しています。
交付には条件がありますので、詳しくは一般社団法人佐賀県木材協会(0952-23-6181)のホームページをご覧ください。